相談窓口

公的機関

1 区保健福祉部

福祉の中心的な実施機関として各区役所に設置されています。

日常生活のさまざまな相談に応じて福祉サービスの提供を行い、また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。

◇※ウラ表紙を参照

2 障がい者更生相談所

身体に障がいのある方及び 18 歳以上の知的障がいのある方に対する福祉サービスが適切に行われるように、各区保健福祉部や関係機関と連携して、身体障害者手帳の審査業務、補装具、自立支援医療（更生医療）及び療育手帳の判定業務に加え、専門的相談を行っています。

◇札幌市障がい者更生相談所

（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8852）

3 身体障害者福祉センター

身体に障がいのある方の自立生活の促進とともに、地域とのふれあいを通して生きがいのある生活を送ることができるように、機能回復訓練、各種教養・スポーツ教室、図書コーナー、福祉バスの運行及び各種相談など幅広くサービスを提供しています。

◇札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒 2 条 6 丁目

☎ 641-8850　FAX641-8966）

4 視聴覚障がい者情報センター

視覚に障がいのある方を対象とした点字図書館と、聴覚に障がいのある方を対象とした障害者情報提供施設を併設しています。

点字図書館では、無料で点字図書・録音図書の閲覧・貸出を行っているほか、お手持ちの本や活字の資料を点訳、音訳、拡大するサービスも行っています。また、広報さっぽろの市政情報の内容を抜粋した点字版「点字さっぽろ」、デイジー版（CD）「声のさっぽろ」を発行しています。

聴覚障害者情報提供施設では、字幕（手話）入り DVD などの自主制作や貸出、パソコンの利用開放などを行っています。また、聴覚障がい者向け番組「目で聴くテレビ」を閲覧することもできます。

◇札幌市視聴覚障がい者情報センター（点字図書館）
（中央区大通西 19 丁目　☎ 631-6747　FAX631-6751）

◇札幌聴覚障害者協会
（中央区大通西 19 丁目　札幌市視聴覚障がい者情報センター内
☎ 642-8010　FAX642-8377）

5 児童相談所

保護者が札幌市内に居住する 18 歳未満の児童に関する、さまざまな相談に応じると共に、専門的な立場から判定や助言・指導を行っています。発達全般についての相談及び施設入所、諸制度を利用するための相談などを担当しています。

◇札幌市児童相談所（担当区　中央区・北区・東区・南区・西区・手稲区）
（中央区北 7 条西 26 丁目　札幌市児童福祉総合センター内　☎ 622-8630）

◇札幌市東部児童相談所（担当区　白石区・厚別区・豊平区・清田区）
（白石区本郷通 3 丁目北 3　☎ 863-6290）

6 精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）

心の相談を行っている機関等への技術支援・援助・研修会の実施などのほか、複雑・困難な内容の相談に応じ、関係機関と協力しながら、心の病気の予防から精神障がいのある方の社会参加まで、精神保健福祉に関して幅広く支援活動をしている総合的技術センターです。市民からの心の病気についての相談、情報提供、普及啓発や自殺対策事業、ひきこもり支援なども行っています。

◇札幌市精神保健福祉センター

（中央区大通西 19 丁目　WEST19　4 階　心の健康づくり電話相談
☎ 622-0556）

7 自閉症・発達障害支援センター（おがる）

発達障がいのある方への支援などを目的とした専門的機関で、情報提供を中心に、ご本人やご家族と支援機関等がつながるためのサポートをします。また、各支援機関への助言、研修などによる支援者の育成、支援者同士のつながり・学びの場の提供など、発達障がいが正しく理解されるようさまざまな取組みを通じて札幌市の発達障がいへの支援を進めています。

◇札幌市自閉症・発達障害支援センター

（東区東雁来 12 条 4 丁目 1 番 5 号　☎ 790-1616）

8 子ども発達支援総合センター（ちくたく）

児童精神科、肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科を持つ医療部門に加え、児童心理治療施設・福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前のお子さんのための通所部門として児童発達支援センターがあり、お子さんの身体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、医療・福祉の面から支援を行っています。また、心身の発達の遅れや障がいが疑われるお子さんが、状況に応じた適切な支援につながるよう、各種相談もお受けしています。

◇札幌市子ども発達支援総合センター

（豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21　☎ 821-9861 ※地域支援室直通）

9 保健センター

乳幼児の健康診査や各種の健康相談、健康教室、自立支援医療（育成医療）の支給、また特定医療費（指定難病）助成制度の申請・相談などの業務を行っています。

また、難病患者等に対し、相談・助言などを行い、必要に応じて家庭訪問などを行っています。

令和６年度からは保健センターに「こども家庭センター」の機能を位置づけ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行っています。

◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

10 教育センター（教育相談室・幼児教育センター）

幼児児童生徒とその保護者を対象に、家庭における子育ての悩みや幼稚園・学校等における友達関係や学習の困り、発達に関わる心配について教育相談を行っています。

◇札幌市教育センター（西区宮の沢１条１丁目）

・教育相談室総合受付（※小学生～高校生 ☎ 671-3210）

・幼児教育センター（※就学前のお子さん ☎ 671-3454）

11 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方のための専門の相談窓口があり、職業相談や職業紹介、面接の受け方、応募書類作りのアドバイスなどを行っています。

◇各公共職業安定所（ハローワーク）（※ 92 ページの7を参照）

12 北海道障害者職業センター

障がいのある方に対して、公共職業安定所（ハローワーク）や地域の医療・福祉機関等と協力して、職業相談・評価を通じて策定した職業リハビリテーション

計画に基づき、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助を行うほか、うつ病等で休職されている方の職場復帰の支援を行っています。また、事業主に対して、障がいのある方の雇用管理に関する助言その他の援助（障がいのある方の採用計画の相談や社員研修の実施）等を行っています。

◇独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　北海道障害者職業センター
（北区北 24 条西 5 丁目　札幌サンプラザ 5 階　☎ 747-8231）

各種相談事業

1 障がい者相談支援事業

障がいのある方やご家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。また、障がいのある方が賃貸契約により一般住宅に入居する際に、入居時の賃貸契約援助や入居後の日常生活支援などを行います。

事業所名	所在地	電話
地域生活支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST19　5 階	622-1118
相談室ぽぽ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トーコービル 7 階	522-4112
相談室ぽらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202 号	757-1871
相談室ぽぷら	北区太平 9 条 5 丁目 2-4	717-5520
障がい相談といろ	北区北 10 条西 2 丁目 9-1 アルファスクエア札幌北口ビル 201 号	776-6109
相談室セーボネス	東区北 35 条東 9 丁目 1-20	748-3119
相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	733-3808
相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	350-8755
相談室きよサポ	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 キャッスル大木戸 1 階	860-1750
相談室ますとびぃー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	299-3856
相談室ぴあ	豊平区月寒西 2 条 7 丁目 1-6 山本ハイツ 404 号	836-1155
相談室みなみ	豊平区平岸 2 条 9 丁目 1-23 アムール平岸 401	825-1373
相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1F	378-4244
ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37	572-2220
相談支援事業所グリンハイム	南区石山 933 番地 3	591-5211
相談室すきっぷ	西区西町北 20 丁目 2-21 アイビル西町北 1 階	676-0101
西区障がい相談支援センターアウル	西区琴似 2 条 4 丁目 1-24　ヤマチビル 3 階	676-7631
障がい相談あかり	手稲区手稲本町 2 条 3 丁目 8-18　テイネビル 1 階	215-8253

※障がいのある方等からの相談については、上記 18 か所の相談支援事業所へご相談ください。このほか、上記の相談支援事業所等、支援機関からの相談を受ける基幹相談支援センターを 1 か所設置しています。

◇さっぽろ地域づくりネットワーク　ワン・オール
（中央区南 8 条西 2 丁目　☎ 213-0171）

2 障がい者就業・生活相談支援事業

① 就職や職場への定着が困難、あるいは就業経験のない障がいのある方に対して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い職業生活における自立を図ります。

② 民間企業等への就職又は雇用の継続を希望する障がいのある方同士の交流の促進を図ります（ただし、「就業・生活相談室しんさっぽろ」、「札幌障がい者就業・生活支援センターたすく」は除く。）。

③ 障がい者職業能力開発プロモーターが、障がいのある方と企業等に対し、職業訓練の周知・広報等を進めるほか、企業等での職業訓練の場の開拓や、訓練実施の調整等を行っています（「就業･生活応援プラザとねっと」に配置）。

手続　利用に際しては電話で窓口にお問い合わせください。

◇就業・生活応援プラザとねっと（札幌市所管）
（中央区北 1 条西 20 丁目 1-1　ラントレボー 601 号　☎ 640-2777）
（主な交流の場：中央区大通西 19 丁目札幌市視聴覚障がい者情報センター 1F）

◇就業・生活相談室からびな（札幌市所管）
（北区北 17 条西 4 丁目 2-28　藤井ビル北 17 条 I　301 号室　☎ 768-7880）

◇就業・生活相談室テラス（札幌市所管）
（豊平区豊平 8 条 11 丁目 2-18　☎ 598-9394）

◇就業・生活相談室しんさっぽろ（札幌市所管）
（厚別区厚別中央 3 条 3 丁目 3-33　システムコート新札幌 106 号室　☎ 887-7075）

◇札幌障がい者就業・生活支援センターたすく（北海道所管）
（北区北 9 条西 4 丁目 19-3 キャッスルエルム 603 号室　☎ 728-2000）

3 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい・発達障がいなど障がいのある子ども、家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。保育園や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

事業所名	所在地	電話
社会福祉法人あむ　に・こ・ぱ 2	中央区南 9 条西 13 丁目 1-38	513-6023
社会福祉法人はるにれの里　発達支援室なっつ 児童発達支援センター　さんりんしゃ内	西区福井 4 丁目 3-5	080-3572-2255
社会福祉法人麦の子会　むぎのこ児童発達支援センター	東区北 36 条東 8 丁目 1-30	776-6856
社会福祉法人北翔会　医療福祉センター札幌あゆみの園	白石区川北 2254-1	879-5555

4 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）

ダウン症など出生直後に判明する先天性の障がいのある乳幼児とその家族を対象に、超早期より相談、育児援助を行います。

◇札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援推進担当課
（☎ 211-2997）

5 障がい者あんしん相談

札幌市内に居住する障がいのある方、そのご家族及び関係者から、権利を守るための相談に対応をしています。相談員が困り事を聞き、内容により専門機関に関する情報提供や連絡調整を行います。また、必要に応じて、弁護士による無料法律相談を行っています（毎月第 2 水曜日の午後に実施。予約制）。

〈受付時間〉9 時～ 17 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

◇札幌市社会福祉協議会（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 3 階
専用☎ 633-1313　専用 FAX633-3887　専用メール soudan@sapporo-shakyo.or.jp）

6 障がい者虐待相談

障がいのある方への虐待の相談に、電話や面談で応じる専門の相談窓口を設置しています。障がいのある方への虐待を発見したり、疑わしいと感じた場合には、すぐにお知らせください。

〈窓口時間〉 9 時～ 19 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）
◇札幌市社会福祉協議会
（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 3 階
専用☎ 632-7021　FAX613-5486
専用メール gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp）
また、上記の窓口時間外にも、夜間・休日緊急通報を設置しています。
◇夜間・休日緊急通報
☎ 080-5723-0200　平日 19 時～翌 9 時（土・日曜日・祝祭日・年末年始終日）
※身体・生命の安全に危険がある場合には、110 番又は 119 番に通報してください。

7 精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神医療相談を、電話にて受けています。
〈受付時間〉 平日　 17 時～翌 9 時
土日祝休日　9 時～翌 9 時
◇札幌市精神科救急情報センター（☎ 204-6010）

8 さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

こころの悩みを抱えている子どもや発達障がいのある子どもが、より早く、適切な医療機関や関係支援機関での支援を受けることができるよう、適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）する事業を行っています。

担当区	事業所名（担当区）	電話	相談時間
中央区 東　区	氏家記念こどもクリニック	080-3231-6164	平日 10 時～ 15 時 （13 時～ 14 時を除く）
北　区	五稜会病院	771-5660	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）
白石区 豊平区	子ども心身医療センター 地域支援室	090-3111-8061	平日 10 時～ 15 時 （12 時 15 分～ 13 時を除く）

担当区	事業所名（担当区）	電話	相談時間
厚別区	楡の会こどもクリニック	898-4766	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）
清田区 南　区	ときわ病院　相談室こすもす	593-0556	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）
西　区 手稲区	ときわ病院　相談室あじさい	080-2878-0556	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北 1 条西 2 丁目　市本庁舎内
☎ 211-2936）

9 障がい者 ICT サポートセンター

障がいのある方の情報通信技術に関する総合的なサービス拠点として、ICT に関する利用相談･情報提供、パソコン講習、パソコンボランティア養成講座、パソコンボランティア派遣などを行っています。

◇札幌市障がい者 ICT サポートセンター
（北区北 7 条西 6 丁目　北苑ビル 2 階　☎ 769-0841　FAX769-0842）

10 成年後見推進センター

成年後見推進センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が安心して暮らすことができるように、関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進していきます。成年後見制度に関する相談をお受けするほか、適切な相談窓口をご紹介します。

◇札幌市成年後見推進センター
（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 3 階　☎ 624-6901）

11 日常生活自立支援事業

日常生活の判断に不安のある認知症高齢者、知的障がいのある方及び精神障がいのある方などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。なお、契約にあたっては審査が必要となります。

◇各区社会福祉協議会（※ 92 ページの 9 を参照）

12 消費者被害防止ネットワーク事業

札幌市消費者センターでは、関係機関の方々と連携し、障がいのある方の消費者トラブルの未然防止、早期発見・救済のための取組を行っています。

契約者本人や、ご家族による相談が難しい場合、消費者トラブルの兆候を発見した「関係者」からの依頼により、必要に応じて札幌市消費者センターの「消費生活推進員」が実態調査に伺います。疑わしいと感じた場合は、トラブルの有無に関わらずご連絡ください。

※ 上記「関係者」は、障がい者相談支援事業所をはじめとする、障がい者福祉の仕事に携わる職員を総称しています。

◇札幌市消費者被害防止ネットワーク事務局

（北区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階　札幌市消費者センター内　☎ 728-8300）

13 社会参加促進相談

身体に障がいのある方へ、機能回復訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能訓練、失語症言語訓練や文化・スポーツなど各種教室の活用と自立による社会生活を高めるための相談等を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎ 641-8853）

14 身体障害者補助犬に関する相談窓口

目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する様々な相談に対して、相談員、理学療法士などの専門職が対応します。

◇北海道立心身障害者総合相談所（中央区円山西町 2 丁目　☎ 613-5401）

相談員

1 各種相談員

日常生活のさまざまなことについて、地域の相談員が相談に応じます（相談員は障がい者本人か、そのご家族です。）。個人のプライバシーについては、固く守ることを義務づけられていますので、お気軽にご相談ください。

相　談　員	内　　容	お問い合わせ
身体障害者相談員	自らも身体に障がいのある方や、そのご家族の方が、さまざまな経験や情報をもとに、身近な地域の障がいのある方やご家族からの相談に応じています。また、障がいのある方への理解の促進なども行っています。	各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）
知的障害者相談員	知的障がいのある方や、そのご家族からのさまざまな相談に応じています。また、知的障がいのある方への理解の促進なども行っています。	
ろうあ者相談員	聴覚に障がいのある方の日常生活上の問題や手続きなどの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、聴覚に障がいのある人への理解の促進のための啓発なども行っています。	各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照） ※ろうあ者相談員は聴覚障がい者です。連絡はFAXでお願いします。
盲人相談員	視覚に障がいのある方のさまざまな相談に応じ、助言を行うもので、中央区役所に1人配置しています。	中央区保健福祉部保健福祉課（中央区南3条西11丁目 ☎231-2400）

2 民生委員・児童委員

民生委員は市内各地域で、高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方々に対して福祉についての相談に応じ、必要な助言などを行うとともに、区保健福祉部・児童相談所などと連絡をとりあい、行政や各機関へつなぐ役割等を担っています。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）